

令和 8 年度恩納村若者就業支援プログラム募集要領

恩納村では、一般社団法人沖縄産業開発青年協会青年隊へ入隊される方へ資格取得のための受講及び実技指導等に要する費用を給付します。給付金の支給を希望される方は、以下の各事項をご確認の上、申請をしてください。

1. 目的

本事業は、若者の就業の機会を拡大・創出するため、経済的に困窮する若年者に対し、就業する際に有利となる資格取得等に要する費用について、予算の範囲内において補助します。

2. 交付要件

給付金支給対象者は、給付金の支給申請時において、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとします。

- (1)日本国籍を有し、恩納村に住所を有する者
- (2)学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）で定める中学校を卒業した者又は卒業見込みの者
- (3)給付金の支給対象となる若者就業支援プログラムと同様の他の給付金等を受給していない者
- (4)15 歳から 39 歳までの者

※予算に限りがあるため、応募者多数の場合は選考になります。

3. 養成機関

一般社団法人 沖縄産業開発青年協会

4. 補助金の交付対象となる資格（修了証・免許証）

交付対象となる資格（修了証・免許証）は次に掲げる 12 種とします。

- (1) 車両系建設機械運転技能講習修了証
- (2) ガス溶接技能講習修了証
- (3) アーク溶接特別教育講習修了証
- (4) 玉掛技能講習修了証
- (5) 小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- (6) フォークリフト運転技能講習修了証
- (7) ローラー特別教育講習修了証
- (8) 車両系建設機械運転技能講習（解体用）修了証
- (9) 伐木特別教育修了証

- (10) 刈払機特別教育修了証
- (11) 大型特殊自動車免許証（18歳以上のみ受験資格有）
- (12) 無人航空機操縦士技能証明書（16歳以上のみ受験資格有）

5. 給付額

補助金の交付申請時において、上記2の交付要件を満たす者については、補助金の半額を交付する。ただし、上記2の交付要件に加え、次に掲げるいずれかの要件を満たすについては、補助金の全額を交付する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている世帯に属する者
- (2) 村県民税非課税世帯に属する者

【内訳】

- (ア) 入隊費 全額交付：190,000円 半額交付：95,000円
- (イ) 訓練費 全額交付：285,200円（18歳以上） 半額交付：142,600円
全額交付：255,200円（16歳以上18歳未満） 半額交付：127,600円
全額交付：225,200円（16歳未満） 半額交付：112,600円

※18歳未満は大型特殊免許受講不可、16歳未満はドローン免許受講不可のため

- (ウ) その他 全額交付：219,800円 半額交付：109,900円
- (エ) 合計 全額交付：695,000円（18歳以上） 半額交付：347,500円
全額交付：665,000円（16歳以上18歳未満） 半額交付：332,500円
全額交付：635,000円（16歳未満） 半額交付：317,500円

6. 支給方法

補助金の代理受領により、恩納村から養成機関への口座振込により直接支払うものとします。

7. 申請の手続き等

- (1) 受付期限：令和8年3月31日（火）
（土日・祝日を除く）。※時間については、午前9時～午後5時まで
- (2) 提出書類

次の書類を各1部提出ください。

- (ア) 若者就業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (イ) 住民票謄本（申請者の属する世帯全員の住民票の写し）
- (ウ) 世帯課税証明書（生活保護世帯以外の方が提出）
※15歳以上世帯員分の税額のみ
- (エ) 生活保護証明書（生活保護世帯の方が提出）

(オ) 沖縄産業開発青年協会に提出した志願書の写し

(3) 応募方法

直接、窓口でのお申込みになります。

8. 交付決定

提出された補助金交付申請書に基づき交付決定を行い、村において養成機関の合格を確認した後、交付決定を行います。その後、若者就業支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）にて通知します。補助金を交付決定された方は、若者就業支援事業補助金請求書兼受領委任状（様式第3号）を提出してください。

9. 交付決定の変更、取消及び返還

(1) 変更、取消補助金交付決定者において、次のいずれかに該当した場合は、若者就業支援事業補助金交付変更・交付取消決定通知書（様式第6号）にて、決定を変更又は取消を通知します。

- (ア) 若者就業支援事業補助金申請内容変更・受給資格届を受理したとき。
- (イ) 上記2の交付要件に変更があることを知ったとき。
- (ウ) 養成機関を途中で退校又は退所したとき。
- (エ) 養成機関における試験等により不合格となったとき。
- (オ) 養成機関への入校又は入所を取りやめたとき。
- (カ) 虚偽その他不正な手段により補助金を受給したと認めるとき。

(2) 返還

補助金交付決定者において、次のいずれかに該当した場合は、決定を取り消し、既に交付した補助金の全部を返還していただきます。

- (ア) 養成機関を途中で退校又は退所したとき。
- (イ) 資格を取得できなかったとき。
- (ウ) 虚偽その他不正な手段により補助金を受給したと認めるとき。
- (エ) その他村長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

※補助金の返還命令があった場合には命令を受け取った日より30日以内に返還を行うこととなります。

10. 提出及び問い合わせ先

〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

恩納村役場 商工観光課 電話：098-966-1208